



奥に「国産奨励勲業大博覧会」の横断幕が掲げられた本町通りの様子を伝える「平名所絵葉書」〔大正14（1925）年 八巻写真真部発行〕

これまで連載してきた絵はがきの発祥から隆盛、最盛、衰退までの過程の中で、使用目的という限定的な観点から見れば絵はがきはもはや、大方の役目を終えたのではないかと見ることもできます。

また、カメラが高価だった時代に、人々は写真館で記念写真を撮るといってごく限られた場所での「個人」を表

絵はがきが今に伝えるモノ



明治時代に誕生した絵はがきは、新聞と並んで、重要な情報伝達媒体として使用されてきました。絵はがきに残る当時の風景などを通して、いわきの歴史や文化をひもときます。

現できない中、絵はがきは、産業やイベントのPR、さらには大きな事故などを知らせるニュース媒体として、社会や政治・経済、世相などを「個人」に成り代わって表現する役割を担っていました。このことは、多種多様な絵はがきが発行されたことから確認することができます。

一方で「個人」の入る余地がない分、当時、多くの人たちが社会の何に関心を寄せていたのかが、浮かび上がってきます。いわば、絵はがきは、歴史上欠くことのできない「証言者」あるいは、当時の世相を広める「伝道師」の役割を果たしていたと言いうことができます。

いわき地方においても、名所・旧跡や産業、イベントなど、さまざまな被写体が撮られ、絵はがきに活用されて人々の目に新鮮な光を与えました。その絵はがきから、一時代のいわき地方における主なまちの様子や動向、そこに住む人々の関心がほうふつとして浮かんでいきます。

（いわき地域学會 小宅幸一）

こんにちは市長室から ⑫



「レジリエンス」 しなやかな復元力

いわき市長 清水敏男

「レジリエンス (resilience)」とは「復元力」や「回復力」と訳され「困難な状況にもかかわらず、しなやかに適応していく力」を意味する用語として、近年、さまざまな分野で使用されています。

今月は、本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年の節目を迎えます。

この間、国内外から多くの支援をいただき、市民の皆さんのたゆまぬ努力のおかげで、着

実に復興の歩みを進めてきましたが、その途上で令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症など、未曾有の難題が次々と本市を襲いました。私は市長として市民の皆さんの安全・安心を最優先に、防災・減災に全力を尽くすのは当然のことですが、正解のない難題に対峙して苦勞が絶えないのも正直なところです。これまで、先人の皆さんが困難を乗り越えてきたように、私たちも今、目の前の危機を克服しなければなりません。心折れることなく、困難に対してしなやかに適応していく「レジリエンス」が重要です。

3月11日に令和3年市東日本大震災追悼式を開催します。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、改めて「故郷いわきの復興」の誓いを立てさせていただきます。

引っ越しをする方へ 市役所の手続きチェックリスト

令和3年3月1日現在
: 市外に転出する方
: 市内で転居した方

手続きの必要な方	手続き内容	持参するもの	窓口/お問い合わせ
<input type="checkbox"/> ①本市に住民登録のある方	転出届（転出証明書）の交付 転居届	本人確認書類	市民課、各支所・市民サービスセンター/ ①=同課届出・証明グループ (☎22-7447) ②=同課住民台帳グループ (☎22-7444) ③=同課マイナンバーカード交付グループ (☎22-7026) ④=各地区保健福祉センター
<input type="checkbox"/> ②印鑑登録している方	印鑑登録手帳の返却	同手帳	
<input type="checkbox"/> ③マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている方	記載事項変更届	いずれかのカード（※1）	
<input type="checkbox"/> ④介護保険被保険者証を持っている方	同被保険者証の返却 同被保険者証の住所変更	同被保険者証	
<input type="checkbox"/> ⑤お子さんがいる方	児童手当を受けている 児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている 乳幼児医療費助成受給者証を持っている 子ども医療費助成受給者証を持っている 保育所（園）に通っている 幼稚園・認定こども園などに通っている	消滅届 住所変更届 住所変更届 同受給者証の返却 住所変更届 同受給者証の返却 住所変更届 退所届 住所変更など 退園届 住所変更など	最寄りの各地区保健福祉センター・支所（内郷支所を除く）/ 各地区保健福祉センター 平 (☎22-1163) 小名浜 (☎54-2111) 勿来・田人 (☎63-2111) 常磐・遠野 (☎43-2111) 内郷・好間・三和 (☎27-8690) 四倉・久之浜大久 (☎32-2114) 小川・川前 (☎83-1329) 保育所の最寄りの各地区保健福祉センター/ 各地区保健福祉センター 各幼稚園・認定こども園など
<input type="checkbox"/> ⑥国民健康保険被保険者証を持っている方	転学通知書の発行 入学・転学通知書の発行	同被保険者証の返却 同被保険者証の住所変更 同認定証などの返却 同認定証などの住所変更	市民課、各支所・市民サービスセンター/ 学校教育課就学係 (☎22-1123) 国保年金課（一部市民課扱い）、各支所・市民サービスセンター/ ⑥=同課調査給付係 (☎22-7456) ⑦=同課高齢者医療係 (☎22-7466)
<input type="checkbox"/> ⑦後期高齢者医療被保険者証を持っている方	同被保険者証などの返却や、負担区分等証明書などの発行 同被保険者証などの住所変更	同被保険者証、印鑑など	
<input type="checkbox"/> ⑧ごみの処分	大型ごみを処分する方 別の地区に転居した方	電話申し込みによる有料収集か、分別して各施設へ自己搬入 ごみカレンダー（市内10地区に区分）の交付	各地区大型ごみ受付センター（※2） 北部 (☎34-0053) 南部 (☎92-0053) /清掃管理事務所事業係 (☎56-7963) ごみ減量推進課、各支所・市民サービスセンター /清掃管理事務所事業係

●は転出届、★は転居届を提出する際に、市民課、各支所・市民サービスセンターで併せて手続きができるもの
 ※1 顔写真のない住民基本台帳カードの場合は、本人確認書類も必要です。
 ※2 大型ごみの収集申し込みは、住所地により窓口を割り当てています。
 北部=平、内郷、四倉、小川、好間、三和、川前、久之浜・大久 南部=小名浜、勿来、常磐、遠野、田人
 ◇上記のほか、引っ越しに伴う市役所での手続きについては、各担当窓口へお問い合わせください。